

## 千葉市出産前妊婦新型コロナウイルス検査実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症に関して強い不安を抱える出産前の妊婦、又は基礎疾患を有する妊婦に対し、新型コロナウイルスへの感染の有無を確認するための検査（以下「新型コロナウイルス検査」という。）を実施することにより、妊婦の不安を解消することを目的とする。

### (実施対象者)

第2条 新型コロナウイルス検査の対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 千葉市内の医療機関で新型コロナウイルス検査を受検し、出産する妊婦
  - (2) 概ね妊娠36週以降の妊婦。ただし、医師により必要と認められた場合、この限りではない。
  - (3) 強い不安を抱え検査を希望している無症状の妊婦、又は基礎疾患を有する妊婦で検査を希望している無症状の妊婦
  - (4) 新型コロナウイルス検査を受検することに同意した妊婦
  - (5) 今回の妊娠中にこの要綱による検査を初めて受ける妊婦であって、他の自治体を実施する同様の検査を受けていない妊婦
- 2 前項の規定に関わらず、市長が必要と認める場合は、実施対象者とすることができる。

### (実施方法)

第3条 新型コロナウイルス検査は、市長が契約した医療機関（以下「検査実施医療機関」という。）において実施するものとする。

- 2 新型コロナウイルス検査は、妊婦一人につき1回とする。
- 3 妊婦は千葉市出産前妊婦新型コロナウイルス検査申請書兼同意書（様式第1号、以下「申請書兼同意書」という。）を受検する医療機関に提出して受検するものとする。
- 4 提出された申請書兼同意書は、妊婦本人へ保管用として写しを渡すほか、検査実施医療機関においても写しを保管しておくものとする。

### (対象検査)

第4条 対象となる新型コロナウイルス検査は、保険適用外で実施する拡散増幅法（RT-PCR法、LANP法、TMA法等）による検査又は、抗原定量検査であって、令和2年8月1日から令和5年3月31日までに受検した検査とする。ただし、簡易キットを用いた抗原検査は除く。

- 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」という。）に基づく検査は対象としない。

### (対象費用及び助成額)

第5条 新型コロナウイルス検査の対象となる費用は、次の各号に掲げる費用とし、助成額は一律1万円とする。ただし、初再診料は除く。

- (1) 新型コロナウイルス検査料

- (2) 検体採取料
- (3) 検体検査判断料
- (4) その他

(新型コロナウイルス感染症と診断した場合)

第6条 新型コロナウイルス検査の結果、検査実施医療機関で新型コロナウイルス感染症と診断し、感染症法に基づき、発生届を保健所へ提出する際は、発生届の自由記載欄(「19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項」などの欄)に「妊婦支援事業」と記載するものとする。

(費用の請求、支払)

第7条 検査実施医療機関が新型コロナウイルス検査を行った場合、これに要した費用(以下「検査費用」という。)は、千葉市出産前妊婦新型コロナウイルス検査請求書(様式第2号)に妊婦から提出された申請書兼同意書を添えて、新型コロナウイルス検査を実施した月の翌月10日まで(10日が閉庁日の場合は翌開庁日まで)に市長に請求するものとする。

2 市長は、検査費用の請求があった場合は、内容を審査し、指定金融機関を通じて検査実施医療機関に支払うものとする。

(返還請求)

第8条 市長は、新型コロナウイルス検査を受検した妊婦が、この事業の実施対象者に該当しないにも関わらず、新型コロナウイルス検査を受け、検査実施医療機関が費用の請求を行った場合は、検査実施医療機関に対し、すでに支払った金額の全部または一部の返還を請求することができる。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年11月20日から施行する。

2 この要綱施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 令和3年度中に実施したものは、従前の例によるものとし、助成額は一律2万円とする。